



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

北大阪労働基準監督署発表
令和6年7月30日

北大阪労働基準監督署
電話 072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用した疑い～

北大阪労働基準監督署（署長 草川 晴美）は、本日、土木工事・建設工事請負業等を営む株式会社日本解技ほか3名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 株式会社日本解技（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 京都府京都市南区吉祥院内河原町
事業内容 土木工事・建築工事請負業等
- (2) 株式会社日本解技所属労働者A
- (3) 関係請負人所属労働者B
- (4) 関係請負人所属労働者C

2 違反条文

- (1) 被疑会社について
安衛法違反
同法第20条第1号
労働安全衛生規則（以下、「安衛則」）第164条第1項
同法第27条第1項
同法第119条第1号
同法第122条
- (2) 被疑者Aについて
安衛法違反
同法第20条第1号
安衛則第164条第1項
同法第27条第1項
同法第119条第1号
同法第122条
刑法第60条

(3) 被疑者Bについて

安衛法違反

同法第20条第1号

安衛則第164条第1項

同法第27条第1項

同法第119条第1号

刑法第60条

刑法第65条

(4) 被疑者Cについて

安衛法違反

同法第20条第1号

安衛則第164条第1項

同法第27条第1項

同法第119条第1号

刑法第60条

刑法第65条

3 事件の概要

令和5年5月9日、大阪府大東市内の建物新築工事に伴う解体工事の現場において、被疑会社の労働者である被疑者Aは、被疑会社の関係請負人所属労働者である被疑者B及び被疑者Cと共謀のうえ、足場材である単管の搬出作業を行うにあたり、作業の性質上やむ得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なときではないにもかかわらず、被疑者A自ら、車両系建設機械であるコンクリート圧砕機を運転して同単管をつり上げ、車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用し、もって、機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

- (1) 上記法違反に関連し、玉掛作業を行っていた労働者が屋上から2階まで墜落して死亡するという災害が発生している。
- (2) 関係条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法

第20条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第27条(労働者の遵守事項)

- 1 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第119条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第122条(罰則)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第164条(主たる用途以外の使用の制限)

- 1 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - 一 荷のつり上げの作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。(以下略)

刑法

第60条（共同正犯）

二以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第65条（身分犯の共犯）

- 1 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
- 2 身分によって特に犯罪の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。